

食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針

| | |
|-------------------------|--------------|
| 平成18・9・29・厚生労働省告示545号 | |
| 改正平成19・4・1・厚生労働省告示137号 | ＝平成19・4・1適用 |
| 改正平成19・6・29・厚生労働省告示227号 | ＝平成19・7・1適用 |
| 改正平成20・7・1・厚生労働省告示359号 | ＝平成20・7・1適用 |
| 改正平成21・7・1・厚生労働省告示367号 | ＝平成21・7・15適用 |

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第82条第4項（第95条において準用する場合を含む。）、第120条第4項、第159条第4項（第164条、第173条、第184条、第197条、第202条及び第206条において準用する場合を含む。）及び第170条第5項並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第19条第4項（同令附則第14条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針を次のように定め、平成18年10月1日から適用し、指定短期入所、指定障害者デイサービス及び基準該当障害者デイサービスに係る食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成18年厚生労働省告示第231号）は、平成18年9月30日限り廃止する。

一 適正な手続の確保

指定生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、基準該当生活介護（指定障害福祉サービス基準第94条に規定する基準該当生活介護をいう。）の事業を行う事業所、指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、基準該当指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第163条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）、基準該当自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第172条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労支援事業所をいう。）、指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）、指定就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型をいう。）の事業を行う事業所、基準該当就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第203条第2項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス事業所（指定障害福祉サービス基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所をいう。）及び指定障害者支援施設等（障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）（以下「事業所等」と総称する。）における食事の提供、滞在の提供及び居室の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ 当該契約の締結に当たっては、利用者（指定障害サービス基準第2条第1号に規定する利用者をいう。以下同じ。）又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等（法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から文書により同意を得ること。

ハ 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料について、その具体的な内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程（指定障害福祉サービス基準第89条（第162条、第171条、第184条、第197条、第202条及び第223条第1項において準用する場合を含む。）、第123条及び第204条並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第41条に規定する運営規程をいう。）への記載を行うとともに、事業所等の見やすい場所に掲示を行うこと。

二 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料

イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし、事業所等に通う者（施設入所支援又は法附則第21条第1項に規定する特定旧法施設支援（通所によるものを除く。）を受ける者を除く。）、指定短期入所事業所の利用者又は指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者のうち指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。）の提供を受ける者のうち、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第17条第1項第2号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。）にあっては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。）のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第38条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満

(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)であるもの又は同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額とすること。

ロ 光熱水費に係る利用料

光熱水費に係る利用料は、光熱水費に相当する額とすること。

ハ 居室の提供に要する費用に係る利用料

(1) 居室の提供に要する費用に係る利用料は、室料に相当する額を基本とすること。

(2) 居室の提供に要する費用に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。

(→ 利用者が利用する施設の建設費用(修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。)

(二) 近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用